－今号の目次－

* 事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について」が発出される（厚生労働省） １
* 事務連絡「代替保育の財政支援の特例（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型））について」が発出される（内閣府・文部科学省・厚生労働省） 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について」が発出される（厚生労働省）**

令和4年2月8日、厚生労働大臣から、オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策が公表されたことを受け、標記事務連絡が、都道府県・指定都市・中核市保育主管部（局）宛に発出されました。

オミクロン株の感染拡大にともなって、保育所の休園数が増加しているなかで、保育所の果たす社会的機能を維持しつつ、保育所における感染拡大を防止することが必要とし、手洗い等の基本的な感染対策の徹底とともに、休園時の代替保育の確保を含め、地域の保育機能を維持することが目的となっています。

オミクロン株の特性を踏まえた感染対策として、下記の取り組み等を実施するとしています（代替保育については次の記事を参照）。

|  |
| --- |
| 1. 職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底。 2. 感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数の行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応 3. 保育士をはじめ保育所の職員に対するワクチンの追加接種の速やかの実施 4. 濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施 5. 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する（満２歳未満児には推奨しない。子どもや保護者の意図に反して無理強いしないなど、留意点を整理して現場に周知） |

詳細は追って示されるとのことですが、特に今後卒園式等を控える保育所等にとって、②の「大人数の行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせ」などはどのような対応が示されるかを注視する必要があります。

詳細が示され次第、お伝えするとともに、全保協としての対応が必要か検討してまいります。

事務連絡の内容の詳細は下記ホームページの「92」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆　事務連絡「代替保育の財政支援の特例（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型））について」が発出される（内閣府・文部科学省・厚生労働省）**

令和4年2月8日、内閣府・文部科学省・厚生労働省連名で標記事務連絡が発出されました。

これは、オミクロン株の感染拡大により、休園する保育所等も増加するなかで、保育所等の果たす社会的機能の維持を図るために、保育所等が休園になった場合の代替保育の受け皿の確保に向けて、在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の財政支援の特例措置が講じられるものです。

具体的には、震災などの災害時に保育所等が利用できなくなった場合の財政の特例措置と同様の特例措置として、「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」が創設され、代替保育を実施する保育所等に対する財政措置が行われます。

支援の内容としては、「新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園等したため、他の保育所等を利用する児童（代替保育が必要な児童に限る）」を対象とし、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業その他の場所（公民館や児童館など）」において実施した場合に、補助単価として「休園した保育所等の児童を、他の保育所等で受け入れて代替保育を実施する場合は、通常保育の補助単価（公定価格）を適用するとともに、利用者負担を減免する取扱い」となります。

また、留意事項として、「対象児童は保育が必要な児童に限る」、「児童の受け入れに当たっては感染防止に十分配慮する」、「対象児童は市町村の判断により、保護者が社会機能維持者の場合やひとり親世帯等に限定、または優先させることができる」、「本特例措置による代替保育を利用した場合、保護者負担を求めない」ことが示されています。

本特例措置を盛り込んだ「一時預かり事業実施要綱」等の改正通知は追って発出されます。そのほか詳細については、下記ホームページの「93」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

|  |
| --- |
|  |